

公示番号：19a00239

国名：ケニア

担当部署：農村開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

案件名：地方分権下における小規模園芸農民組織強化・振興プロジェクト2 詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年9月中旬から2019年12月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.90M/M、合計 1.40M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	27日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：8月28日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf

をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年9月10日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	ケニア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：

黄熱病。日本からの入国時にイエローカード提示は義務付けられていませんが、黄熱流行国であり、事前の予防接種を強く奨励します。

6. 業務の背景

ケニア共和国（以下、ケニアという）の農業セクターは GDP の 32.4%、輸出額の 65%、総雇用の 40%（農村人口の 70%）を占める主要産業である¹。ケニア政府は「農業セクター構造転換及び成長戦略（2019 年-2029 年）」（以下、ASTGS という）を 2019 年 7 月に策定し、100%の食糧安全保障を最終目標に掲げ、その柱として、第 1 に小規模農家の収入向上、第 2 に農業生産増と付加価値化、第 3 に家庭の食糧レジリエンス向上に取り組むとしている。第 1 の柱では、農業関連事業の中小企業による小農支援が手段に掲げられ、また、園芸作物は成長性の高い品目として優先作物の 1 つに選定されている。第 2 の柱では、民間による農業・食品加工団地の設立及び運営が掲げられているが、その効率的な運営及び原材料である農産物の品質及び供給量の確保が課題となっている。更に、全ての柱の実現要因・条件として、農業関連の民間セクター（含む中小企業）との連携及び活用が掲げられており、そのための官民ともに農業ビジネス能力強化の必要性も挙げられている。

我が国は、園芸作物生産量の 8 割を担う小規模園芸農家を対象に市場志向型の農業普及の確立に取り組んでいる。2006 年に開始した技術協力プロジェクト²により農業・畜産・水産・灌漑省（MoALF&I³）と農業食料公社園芸作物局（AFA - HCD⁴）と共に SHEP（Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion）アプローチ⁵を確立し、2010 年からは全国展開⁶を行った。現在は、地方分権化に伴い農業普及を含む行政サービスの一義的な提供主体となった地方政府（カウンティ政府⁷）による SHEP アプローチの活用及び定着のため、「地方分権下における小規模園芸農民組織強化・振興プロジェクト（2015 年 2 月-2020 年 3 月）」（以下、SHEP PLUS という）を実施中である。これらの協力による貢献と、年率平均 5~6%（実質 GDP 成長率）という堅調な経済成長、これに伴う小売市場の成長や都市部の中間層の拡大を受け、ケニアの園芸作物生

¹ World Bank Data Indicator 2016; FAOSTAT 2016; Kenya National Bureau of Statics 2017

² 「小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト（SHEP）」（2006 年 11 月~2010 年 3 月）

³ Ministry of Agriculture, Livestock, Fisheries and Irrigation の略。

⁴ Agriculture and Food Authority - Horticultural Crops Directorate の略。

⁵ 農家の意識を「作ってから売る」から「売るために作る」へと変革し、農家自ら実践するための支援の考え方や手法。

⁶ 「小規模園芸農民組織強化・振興ユニットプロジェクト（SHEP UP）」（2010 年 3 月~2015 年 3 月）

⁷ カウンティ（County）は日本語で一般的に「郡」と訳されるが、ケニアでは中央政府に次ぐ大きさの地方自治体の単位となっており、日本で府県の下に整理された「郡」という言葉は必ずしも正しい語感を伴う対訳とはならない。そのため、和訳せずに「カウンティ」という表記を用いる。

産は年率 15%~20%の割合で拡大している。しかしながら、農業セクターにおける一層の付加価値創出や地方部での雇用創出、ひいてはケニアの経済発展のためには、量と質を伴った農産物の安定供給の実現が必要である。

こうした背景のもと、ケニア政府は「地方分権下における小規模園芸農民組織強化・振興プロジェクト2」(以下、本プロジェクトという)を我が国に対し要請した。JICAはこれを受け、今般策定された ASTGS を踏まえ、1) SHEP アプローチによる小規模農家支援(多様な機関による SHEP アプローチの活用、カウンティ政府による SHEP アプローチ定着のフォローアップ、SHEP アプローチ広域化支援⁸⁾)、2) 主にアグリビジネス活動に対する支援(農業バリューチェーンの全体強化ないしポテンシャルの高い特定作物のバリューチェーン強化)の2本柱を想定した案件を形成すべく、詳細計画策定調査を実施する。詳細計画策定調査は、SHEP PLUS 終了時評価調査(2019年9月上旬~中頃に現地調査予定)及びサブサハラアフリカにおける食料安全保障・栄養改善のためのフードバリューチェーン開発に係る基礎情報収集・確認調査(2019年中旬~下旬に実施調査予定)の結果も鑑み、本プロジェクトに係る枠組み、実施体制、成果と活動等を整理したうえで、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトに関わる協議議事録(M/M)締結を行うとともに、事前評価を行うことを目的とする。

本業務従事者は、上述の1)に係る情報収集・分析、及び2)を担当する他調査団員と協力し本調査結果に係る取り纏めを行う。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み・手続きを十分に理解した上で、他の団員と協力・調整しつつ調査の重複がないよう担当分野に関わる協力計画策定のための必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する報告書(案)を含めた報告書(案)全体の取りまとめを行う。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間(2019年9月中旬~10月上旬)

- ① 要請背景・内容を把握する。
- ② 当該分野に係る既存の文献、関連報告書、類似する事業等の報告書等の収集・分析・内容把握を行う。また、JICA 及び他ドナーによる類似案件の成果、課題、教訓を把握するとともに、SHEP アプローチを活用し得る候補機関及び可能性の度合いを検討する。
- ③ ケニア側関係機関(G/P 機関、他ドナー、農業バリューチェーン上の関係者(SHEP 農家含む生産者、民間企業等)に対する事前質問項目(案)(英文)と収集すべき資料リスト(案)(英文)を作成する。その際、別途派遣される他分野の団員と内容が重複しないよう適宜調整する。現地調査前に JICA に提出すること。
- ④ 評価5項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)の観点から、プロジェクトの PDM Project Design Matrix) 素案(和文、英文)、PO (Plan of Operation) 素案(和文・英文)及び事業事前評価表(案)(和文)の担当分野

8 JICA「SHEP アプローチと広域化について」

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/agricul/approach/shep/about/index.html>

関連部分を検討する。その他現地協議用資料等の作成に協力する。

- ⑤ 「サブサハラアフリカにおける食料安全保障・栄養改善のためのフードバリューチェーン開発に係る基礎情報収集・確認調査」のケニア現地調査結果報告（9月27日（金）午後を予定）を踏まえ、情報収集すべき内容を精査し②を最終化する。
- ⑥ 調査団内の事前・現地打合せ、対処方針会議（9月30日の週を予定）に出席する。

（2）現地業務期間（2019年10月上旬～11月上旬）

- ① JICA ケニア事務所との事前打ち合わせを行う。
- ② 他団員と協力し、事前に相手国関係機関等へ配布した質問票の回収・分析、相手国関係機関等との協議・ヒアリング及び現地調査に参加し、担当分野に関わる協力計画策定及び事前評価を行うために必要な情報・資料の収集、整理、分析を行う。具体的な情報収集内容は以下のとおり。なお、調査項目は JICA 側と相談のうえ他分野の団員と役割分担し、重複しないよう適宜調整すること。また、農家等への調査をする際は、世帯主のみならず、必ず男女双方からニーズ・課題を確認する等ジェンダー配慮すること。

【共通】

- （ア） 要請背景・要請内容及び要請後の政策変化
- （イ） ケニア農業政策と本プロジェクトの位置づけ
- （ウ） 農業省、対象カウンティ、プロジェクトとの連携可能性のある教育機関・職業訓練（政府および民間）の組織体制、要員数・定着率（異動率）、予算、所掌業務、（主に関連政府機関の）役割分担の現状及び今後の変更可能性
- （エ） 中央政府及びカウンティ政府における農業関係予算状況、年度予算の申請・承認・配布プロセス
- （オ） 関連分野における他ドナーの援助動向及び本プロジェクトとの連携可能性

【担当分野】

- （カ） 本プロジェクト実施に係る日本側負担事項と先方負担事項
- （キ） 事前評価案を作成するにあたり必要となる本案件に関する成果指標の所在、ターゲット層に関する各種基礎データ
- （ク） プロジェクト実施にあたり、リスクとなる事象に関連する情報
- （ケ） 地方分権を踏まえた中央及びカウンティ政府の農業政策における SHEP アプローチの位置づけと今後の動向（ケニア側による SHEP アプローチの普及及び展開、政策文書への反映の可能性等）
- （コ） 政府（公的農業普及）以外での SHEP アプローチの活用可能性に係る調査
- （サ） SHEP アプローチ広域支援に係る農業省及び CP の意向

- ③ 他団員と協力し、各面談の議事録を作成する。
- ④ 調査・協議結果に基づき、本プロジェクトの全体構想（本プロジェクトの協力期間、実施体制、機材供与等 R/D 記載事項）を、JICA と相談のうえ、他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 調査・協議結果及び相手国関係機関等のコメントを踏まえたうえで、JICA による

PDM・PO案（和文・英文）、及び M/M案（英文）と R/D案（英文）の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、主担当としての検討及び取りまとめを行う。

- ⑥実施機関に対する R/D案を含む M/M案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、担当分野に係る事業事前評価表（案）（和文）を作成する。
- ⑧JICAケニア事務所等へ担当分野に係る現地調査結果を報告する。

（3）帰国後整理期間（2019年11月上旬～11月中旬）

- ①帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ②他分野の団員の協力のもと、事業事前評価表（案）（和文）を取り纏める。
- ③プロジェクトを巡る状況分析や評価5項目の観点から、リスク管理チェックシート作成に係る必要情報を、他分野の団員の協力のもと取りまとめる。
- ④担当分野及び他分野の団員の担当部分を取り纏め、詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成する。その際、担当分野に係る調査結果、PDMの各種指標、指標入手手段の決定過程、設定根拠及び5項目評価結果の詳細について記載する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。2019年11月13日までに電子データをもって提出すること。

- （1）詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
- （2）事業事前評価表（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

）を参照願います。留意点は以下のとおり。

- （1）航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇄ドバイ/ドーハ/アブダビ⇄ナイロビを標準とします。

10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2019年10月7日～2019年11月2日を予定しています。JICA調査団員に2週間先行して現地調査を開始する予定としています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) バリューチェーン分析・アグリビジネス振興（JICAが別途契約するコンサルタント）

エ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICAケニア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳傭上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：JICAが必要に応じアレンジします。なお、JICA職員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供：JICA事務所での作業は可能です。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第二グループ (Eメール: rdga2@jica.go.jp) にて配布します。

- ・ 要請書
- ・ 本プロジェクト構想 (案)
- ・ ケニア政府各種政策文書

② 他ドナープロジェクト関連資料本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。

- ・ サブサハラアフリカにおける食料安全保障・栄養改善のためのフードバリューチェーン開発に係る基礎情報収集・確認調査
<https://www.jica.go.jp/activities/issues/agricul/jipfa/index.html>
- ・ Agricultural Sector Transformation and Growth Strategy
<http://www.kilimo.go.ke/wp-content/uploads/2019/01/ASTGS-Full-Version-1.pdf>
- ・ Kenya Vision 2030
<https://vision2030.go.ke/publication/kenya-vision-2030-popular-version/>

③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- ・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAケニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上